

I 本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 本校におけるいじめの基本方針

いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

本校におけるいじめの防止

- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発や、その他必要な措置として、道徳、学級の時間等も積極的に活用する。

いじめの早期発見

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を行う。
- ・ いじめ調査実施後、教育相談を実施する。
- ・ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行うなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。
- ・ 全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高める。

いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。

2 いじめ防止等に関する措置

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
 - ＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、教育相談担当、ＳＣの他、校長が指名する職員
 - ＜活動例＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることいじめ事案に対する対応に関すること等。

いじめに対する措置（いじめ防止体制：フロー別紙－１）

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

重大事案への対処（いじめ防止体制：フロー別紙－２）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

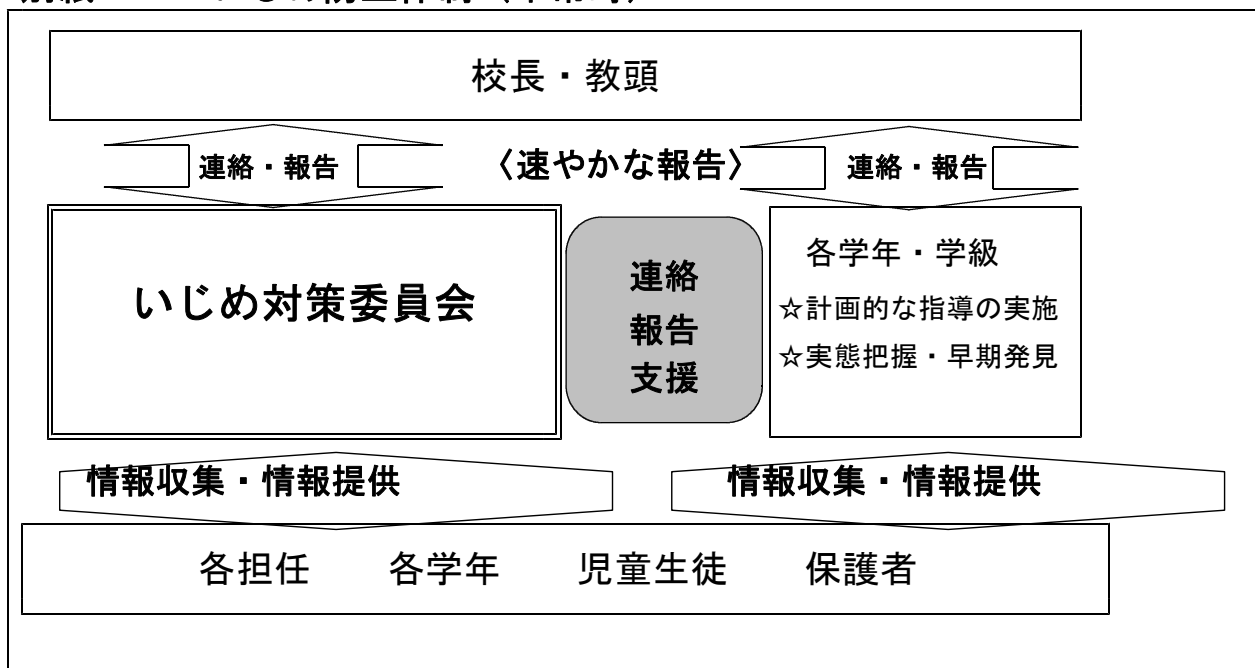
- ・重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

別紙一 1 いじめ防止体制（平常時）

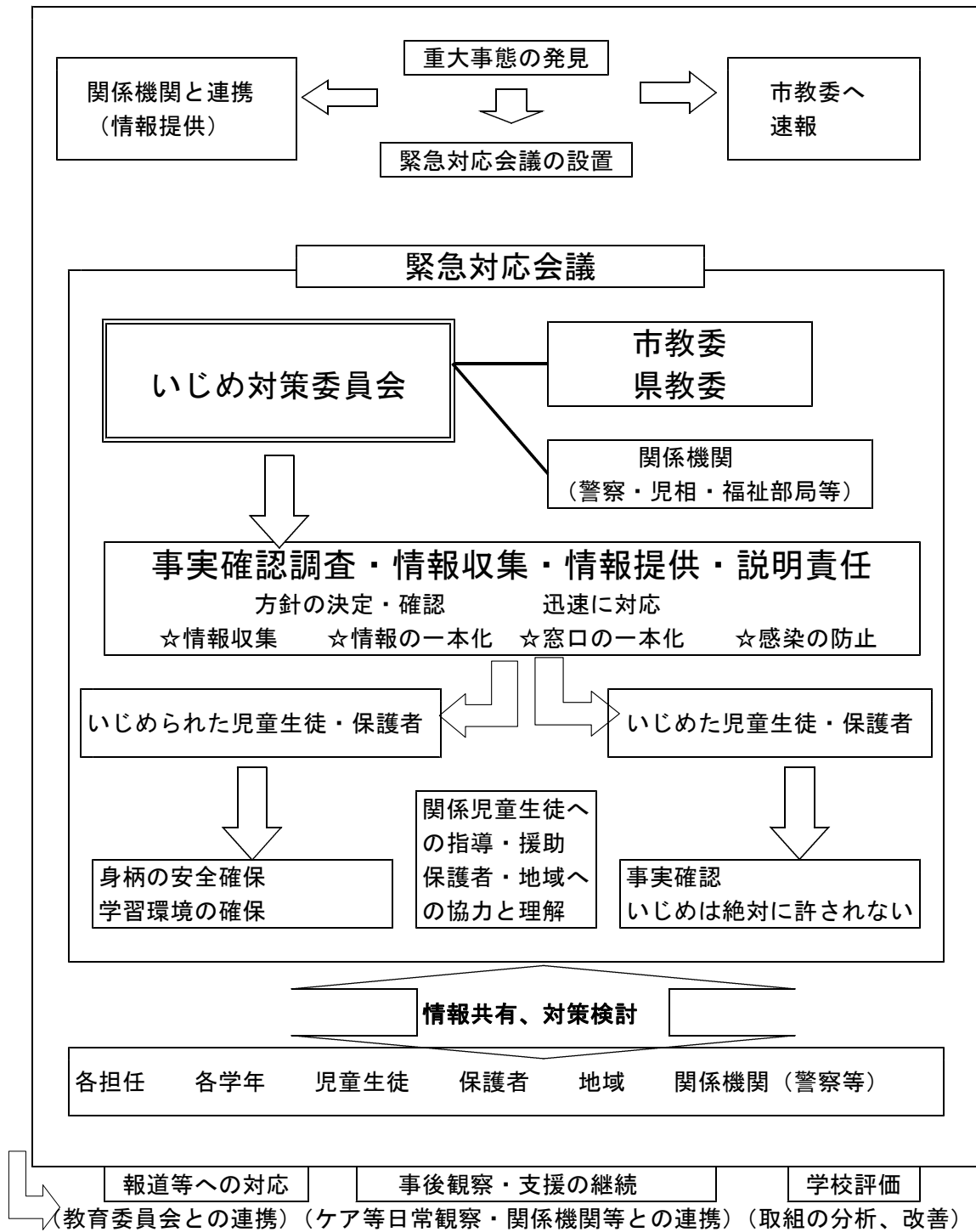


※いじめ対策委員会等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同対策委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

いじめ防止体制（発生時）



別紙－２ いじめ防止体制（重大事案発生時）

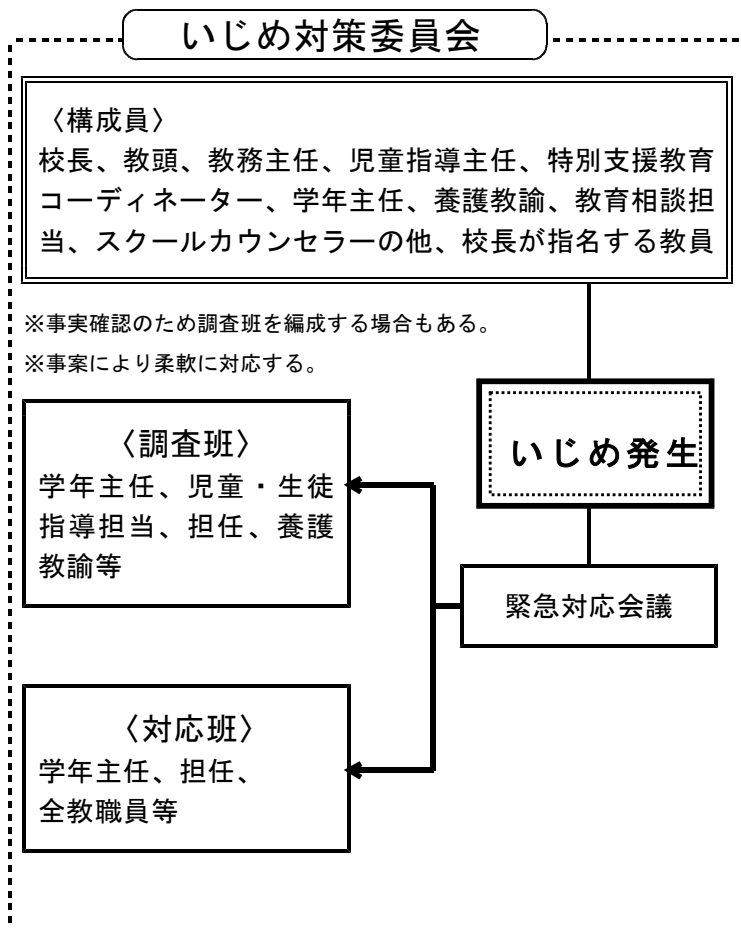


- 速やかに関係機関等に報告・相談を行う。学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- マスコミ対応が考えられる場合は、対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

II 組織・体制

1 いじめ防止対策委員会組織

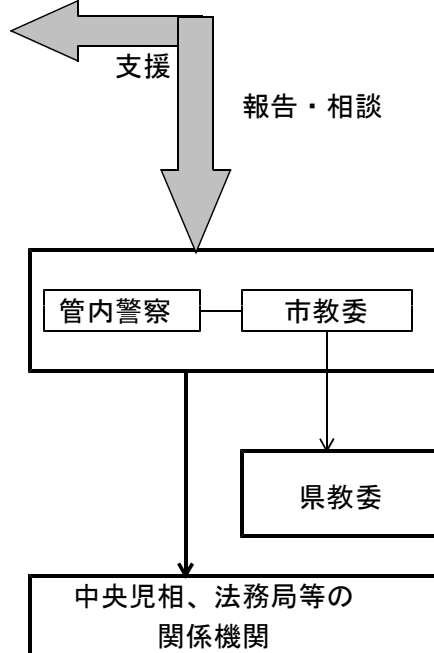
《いじめ対策委員会組織》



※重大事態の発生時とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【重大事態の発生時】



※定例のいじめ対策委員会は、月に1度開催する。

※既存の児童指導委員会を兼ねる。

※校務分掌に位置付け、校務運営規程に明記する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

2 年間指導計画

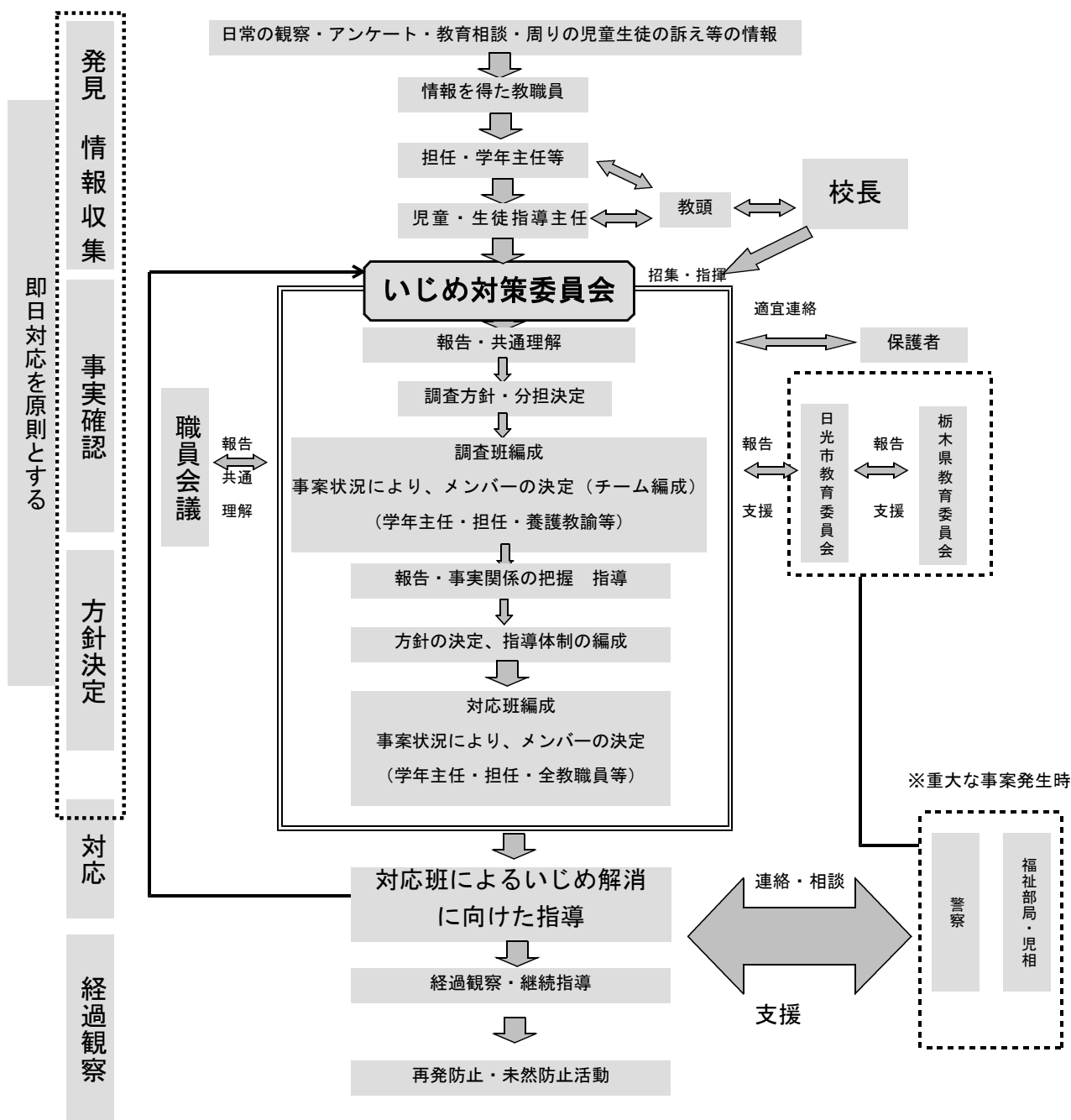
《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・指導方針 ・指導計画等	保護者会等による保護者啓発	【現職教育】 (人権教育)			
防止対策	いじめ実態把握調査 あいさつ運動	学級・学年づくり・人間関係づくり	第1回Q-U調査		Q-U研修会 Q-U結果分析	
早期発見	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート
反省・評価						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対策委員会会議 ・いじめアンケートの共有・対応策の検討	【現職教育】 (いじめ・体罰)		【現職教育】 (教育相談)	学校評議員会	
防止対策	あいさつ運動	第2回Q-U調査	人権週間			
早期発見	いじめアンケート	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート 教育相談期間	いじめアンケート
反省・評価						

Ⅲ 組織的対応の流れ

1 対応の流れ



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校方針決定に至るまでを、**いじめの情報を得たその日のうちに対応すること**を原則とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じる場合には、把握した状況をもとに、十分に協議し慎重に対応するようにする。

※市教委への報告は、以下の状況が発生した場合、速やかに報告・相談を行う。

- ・ 本人、もしくは保護者が納得いかず、今後もトラブルの恐れがあるもの
- ・ 重大な事態に発展する恐れのあるもの
- ・ 外部機関が介入したもの

IV 教育委員会、警察、地域等の関係機関等の連携

1 教育委員会との連携について

以下の状況が発生した場合、速やかに市教委に報告・相談を行い、支援を受ける。

- 本人、もしくは保護者が納得いかず、今後もトラブルの恐れがあるもの
- 重大な事態に発展する恐れのあるもの
- 外部機関が介入したもの

解決が困難な事案については、市教委と連携して、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交え協議し、早期解決を目指していく。

2 出席停止・転学措置について

児童生徒に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行っても、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止の措置について検討する。ただし、あくまでも本人を懲戒するという観点からでなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点で検討を行うものとする。

また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば児童生徒に対して転学について弾力的に対応できるようにする。保護者から、他の学校に転学したい旨の申し出があれば、柔軟に対応し児童生徒の将来を見据えた指導を行う。

3 警察との連携について

いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪行為が認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、対応する。児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報を行う。

4 地域等その他の関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、市の福祉部局、民生・児童委員の協力を得ることも視野に入れ対応を行う。

外部機関連絡先

- 子ども専用「いじめ相談さわやかテレホン」 電話028-665-9999
全国共通ダイヤル（通話料無料）0120-0-78310
受付時間 毎日、24時間（いつでも）
- 保護者専用「家庭教育ホットライン」 電話028-665-7867
受付時間 月～金曜日は8時30分から21時30分、土曜日は8時30分から17時30分
（上記時間外と日曜日・祝日・年末年始等は、留守番電話・FAXで受け付けます）
- 日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係
電話0288-21-5181
- いじめ不登校対策チーム（上都賀教育事務所内）
電話0289-62-0162（月～金曜日8時30分から17時）
- 日光市家庭児童相談室
電話0288-30-7830（24時間対応）